霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月3日提出霧島市長中重 真一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第277号)の一部を次のように改正する。

別表真澄住宅の部中

霧島市牧園町宿窪田2670番地 | 簡易耐火構造 3 昭和 43 を削り、 平家建 1 同表田原住宅の部中 霧島市牧園町宿窪田614番地 簡易耐火構造 15 昭和 48 を 平家建 霧島市牧園町宿窪田614番地 簡易耐火構造 12 昭和 48 に改め、 平家建

同表新川6住宅の項中「9」を「6」に改め、同表西牧之原住宅の部及び第2西牧之原住宅の部を削る。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

老朽化した市営住宅の取壊しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。